

健康保険 出産手当金 支給申請書 記入の手引き

被保険者本人が出産のため会社を休み、その間の給与の支払いを受けられない場合の生活保障として、給付金を受ける場合にご使用ください。

申請書は3ページです。漏れなく正確にご記入ください。

申請者情報、申請内容、医師・助産師の証明

被保険者が亡くなっている場合は、
相続人の方が申請者としてご記入ください。

1/3ページ

2/3ページ

事業主の証明

事業主に記入を
依頼してください。

3/3ページ

添付書類(※1)をご用意ください。(コピーと指定していないものは原本が必要です。)

以下に当てはまる場合や、変更があった場合に添付いただくもの。

支給開始日以前の12か月以内に 事業所に変更があった方	以前の各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた 期間がわかる書類
被保険者が亡くなられ、 相続人の方が請求する場合	被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

※1) 給付金の支給決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

※2) 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。
(翻訳文には、翻訳者が署名し住所および電話番号を明記してください。)

次ページに記入例があります。➡

- ・申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ
- ・生年月日、日付が一桁の場合は、左のマスで0で埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消して、正しい内容をご記入ください。

1

記号・番号は、

- ① マイナポータル
 - ② 資格情報のお知らせ
 - ③ 資格確認書
- のいずれかでご確認ください。

2

被保険者の生年月日をご記入ください。

3

被保険者の氏名と氏名(カタカナ)をご記入ください。なお、被保険者の氏名(カタカナ)は、振込手続き時に使用します。

被保険者が亡くなって、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名と氏名(カタカナ)をご記入ください。(住所も同様です。)

健康保険 出産手当金 支給申請書

1 2 3 ページ

被保険者記入用

被保険者本人が出産のため会社を休み、その間の給与の支払いを受けられない場合の生活保障として、給付金を受ける場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

記号(左詰め)	番号(左詰め)	生年月日
被保険者等	2 1 7	1 6 1 0 1 2 2
氏(カタカナ)	ケンコウ ハナコ	
氏名	健康 花子	
郵便番号(ハイフン除く)	1 0 5 0 0 0 0	電話番号(左詰めハイフン除く) 0 9 0 X X X X X X X X
住所	東京 港区 1-1 △△マンション101	

4

振込先指定口座は、上記申請者氏名と同じ名義の口座をご指定ください。	金融機関名称	〇〇〇〇	支店名	〇〇〇〇
	預金種別	1 普通預金	口座番号(左詰め)	1 2 3 4 5 6 7

ゆうちょ銀行の口座へお振込み希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・口座番号をご記入ください。

5

「被保険者・医師・助産師記入用」は2ページ目に続きます。➡

被保険者等の記号番号が不明の場合は、被保険者のマイナンバーをご記入ください。(記入した場合は、本人確認書類等の添付が必要です。)

社会保険労務士の
提出代行名記入欄

1 / 3

4

被保険者(申請者)名義の口座情報をご記入ください。

ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・口座番号をご記入ください。

金融機関名称	ゆうちょ	支店名	二三八
預金種別	1 普通預金	口座番号(左詰め)	1 2 3 4 5 6 7

5

被保険者のマイナンバーは、被保険者等 記号・番号が不明の場合のみご記入ください。

なお、被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の添付書類が必要です(※1)。本人確認書類貼付台紙に、

⑦ ①の両方を貼付のうえ、申請書に添付してください。

⑦ 身元確認を行うための書類(いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

① 番号確認を行うための書類(いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書

(※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。

❖ 本申請書は、申請期間が経過する前に提出することはできません。
(申請期間が経過した後にご提出ください。)

8 出産前の申請の場合、出産予定日のみをご記入ください。
 出産後の申請の場合、出産予定日と出産日の両方をご記入ください。

9 医師または助産師に記入して頂いてください。記入漏れのないようお願いします。
〔医師・助産師の方へ〕
医師・助産師記入欄を訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。

出産手当金は、産前分、産後分など複数回に分けて申請することも可能ですが、事業主の証明欄については、毎回証明が必要です。なお、医師または助産師の証明欄は1回目の申請が出産後であり、証明によって出産日等が確認できた時は、2回目以降の申請書への証明は省略可能になります。

労務に服することができなかった期間(申請期間)の勤務状況、賃金支給状況等をご記入ください。

☞有給休暇や公休日の記入は不要です。有給休暇は下段の①～⑩に支給した日と金額をご記入ください。

例：3月14日、15日に有給8,000円ずつ支給した場合
⇒3月14日～3月15日 16,000円

健康保険 出産手当金 支給申請書

1 2 3 ページ
被保険者・関係・給産調記入用

継続納付済否

健康 花子

① 中絶期間
(妊娠のために休んだ期間) 6 月 04 日 03 月 11 日 から 04 年 06 月 17 日

② 中国の社会年金会の中絶は、
の中絶ですか。出産後の中絶

7 2 1 次分娩
2 次分娩

③-1
出産予定日

8 今期 04 年 04 月 21 日

③-2

④-1
出生年度

今期 04 年 04 月 22 日

④-2
死産年度

1 人

中絶前の中絶の場合、予定の出産年度まで記入してください。

⑤-1
中絶期間(出産のために休んだ
期間に報酬を受けましたか)

1 1. はい
2. いいえ

⑤-2

⑥-1
受けた報酬が健康保険料額に記入
されている内容のとおりですか。

1 1. はい
2. いいえ

⑥-2 事業主へご連絡の上、正しい情報を受けてください。

9

氏名(カタカナ)

ケンコウ

ハナコ

姓と名の間に1文字留めてください。(姓のみ「さん」を省略し、1字1文字で入力してください。)

出産予定日

今期 04 年 04 月 21 日

出産年月日

今期 04 年 04 月 22 日

出生年度

1 人

中絶前の中絶の場合、予定の出産年度まで記入してください。

死産年度

児童の場合の仮算出税

上記の通り正確なことをお知らせします。

健康保険の所管地

東京都港区〇〇2-3-4

年 04 年 05 月 15 日

健康保険の名称

〇〇総合病院

健康保険の代表

保険 太郎

電話番号

03XXXXXXXXX

『事業主記入用』は3ページ目に置きます。>>>

(2 / 3)

[illegible]

注2)訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消して、正しい内容をご記入ください。

出産手当金の支給要件等

支給を受ける条件

被保険者が出産のため仕事を休み、給与を受けられないなど、次の条件すべてを満たした場合は、出産手当金が支給されます。

1 被保険者が出産した(する)こと
(被扶養者の出産は対象外です。)

2 妊娠4か月(85日)以上の出産であること
(早産・死産(流産)・人工妊娠中絶も含まれます。)

3 出産のため仕事を休み、事業主から給与の支払いがないこと
休んだ期間についての給与の支払いがあってもその給与の日額が、出産手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。(短時間でも就労された日については、給与の額を問わず出産手当金は支給されません。)

支給額と支給期間

1 支給額

1日当たりの金額:【支給開始日以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額】(※)÷30日×(2/3)
(支給開始日とは、一番最初に出産手当金が支給された日のことです。)

(※)支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合は、㊦と㊧を比べて少ない方の額を使用して計算します。

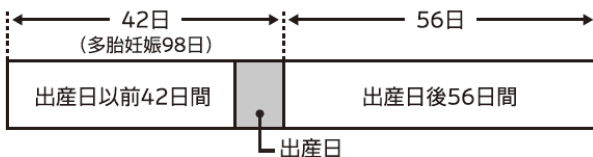
㊦ 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

㊧ 当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(支給開始日が平成31年4月1日以降の場合、30万円)

2 支給期間

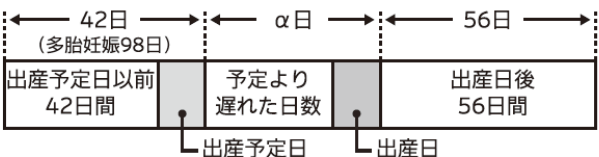
■ 出産予定日に出産した場合

出産予定日より早く出産した場合



$$\text{支給期間} = \boxed{42\text{日 (多胎妊娠98日)}} + \boxed{56\text{日}}$$

■ 出産予定日より遅れて出産した場合



$$\text{支給期間} = \boxed{42\text{日 (多胎妊娠98日)}} + \boxed{\alpha\text{日}} + \boxed{56\text{日}}$$

資格喪失後の出産手当金

被保険者の資格を喪失した日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上(任意継続被保険者期間は除く)あり、その被保険者資格を喪失した日の前日に出産手当金を受けているか、もしくは受けられる状態であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。

★ 休職(有給休暇含む)のまま退職した場合(例)

資格喪失後も引き続き
出産手当金を受けられます



★ 退職日に出勤した場合(例)

資格喪失後の
出産手当金を受けられません



注意: 退職日に出勤した場合は、資格喪失後の出産手当金を受けられません。

申請期限

健康保険給付を受ける権利は、受けることができるようになった日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。
出産手当金の消滅時効の起算日は、出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日となります。